

農政をめぐる情勢

目 次

I	日米貿易協定、2020年1月1日発効決定	1
II	2019年度農林水産関係補正予算案5, 849億円	3
III	与党が2020年度税制改正大綱を決定	18
IV	規制改革推進会議、重点的フォローアップ事項等決定	21
V	種子条例をめぐる情勢	36

今月号のあらまし

I　日米貿易協定、2020年1月1日発効決定

12月4日、参院本会議で自民、公明、日本維新の会などの賛成により可決され、日米貿易協定が承認された。

12月10日、日米両政府は、日米貿易協定と日米デジタル貿易協定について、日米相互で国内手続き終了にかかる文書を交わし、2020年1月1日に発効させることを正式に決定した。

II　2019年度農林水産関係補正予算案5, 849億円

12月13日、政府は2019年度補正予算案を閣議決定した。総額は3兆1,946億円となる。農林水産関係の総額は5,849億円となった。このうち「TPP等関連政策大綱」に基づく国内対策は3,250億円が計上された。

III　与党が2020年度税制改正大綱を決定

12月12日、与党は2020年度税制改正大綱を決定した。

農業関係では、新規就農者に係る課税特例、重油特例の延長などが盛り込まれた。

IV　規制改革推進会議、重点的フォローアップ事項等決定

12月2日、規制改革推進会議の第2回会合が開催され、各WG（ワーキンググループ）座長より今期の主な審議事項が報告され、「当面の重点事項」の決定及び「重点的フォローアップ事項」の最終決定がされた。

5日、内閣府ホームページに各WGの専門委員が公表された。農林水産WGの専門委員に西南学院大教授（前東大教授）の本間正義氏らが選ばれた。

V　種子条例をめぐる情勢

12月13日、愛知県議会において、「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例案」に関する政策条例策定検討会が設置された。

I 日米貿易協定、2020年1月1日発効決定

— 日米相互で国内手続き終了を文書通知 —

1. 国会での審議

- 日米貿易協定の承認案は、10月24日に衆議院本会議にて審議入りし、衆議院外務委員会を中心に審議され、11月19日の衆議院本会議にて可決、参議院に送付された。(詳細は前月号参照)
- 11月20日以降、参議院では外交防衛委員会を中心に審議された。衆院同様、農産品にかかる再協議規定等を中心に審議が行われた。

【国会における主なやりとり・ポイント】

11月21日参院外交防衛委員会

- ・米国に農産品の特恵的な待遇を求められることを、日本側が了解したことになっていないか。
→日米で合意したことではない。(特恵的な待遇の)追及は、あくまで米国側の意図。協議の中で両国が合意した項目で交渉する。仮に交渉が行われても、国益に反する合意をするつもりはない。
(立憲・白眞)
- ・農産品については、(今後)交渉しないという除外規定があるのか。
→除外規定はないが、関係省庁で調整し、(米国と)合意したものだけ(が交渉対象)。現時点で農産品は全く想定していない。
(茂木外相)
(共産・井上)
- ・牛肉の輸出促進へ、米国に輸出できる食肉処理施設の増加に向けた取り組みは。
→米国に低関税で輸出できる枠は6万5,005トンに拡大した。一層の輸出拡大へ、米国が求める衛生条件を満たす施設の整備などを支援する。
(公明・秋野)
(渡邊農水畜産部長)

11月28日参院外交防衛委員会(参考人質疑)

- ・米や水・林産物を関税撤廃の対象から除外し、TPP以下に抑え、日米貿易協定の関税交渉で日本は互角以上の成果を挙げた。
(中央学院大学・中川教授)
- ・TPP水準は既に(11か国で)実現しており追加開放になる。牛肉セーフガードは機能しない。
(東京大学・鈴木教授)

- 12月4日、参院本会議で自民、公明、日本維新の会などの賛成により可決され、日米貿易協定が承認された。

2. 米国内の動向

- 11月20日、米国議会下院歳入委員会貿易小委員会において、日米貿易協定に関する公聴会が開催された。下院で多数派を占める民主党議員から、今後の交渉において、農業も含めさらに高水準で包括的な協定の締結が必要との意見等が出された。

3. 1月1日発効決定

- 12月10日、日米両政府は、日米貿易協定と日米デジタル貿易協定について、日米相互で国内手続き終了にかかる文書を交わし、2020年1月1日に発効させることを正式に決定した。

II 2019年度農林水産関係補正予算案5, 849億円 — 日米貿易協定などの国内対策は3, 250億円 —

1. 新たな経済対策

- 11月8日、安倍首相は、防災・減災対策等を含む新たな経済対策の策定と補正予算案の編成を指示した。
- 新たな経済対策・補正予算は、農業関係について、日米貿易協定の合意に対応した「TPP等関連政策大綱」の見直しに基づく国内対策や、農業の成長産業化や輸出力強化に対する重点的支援を盛り込むものとなっている。
- 12月5日、政府は、新たな経済対策（安心と成長の未来を拓く総合経済対策）を閣議決定した。
- 同対策には、中山間地域も含め「規模の大小を問わず意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにする」と明記された。また、農地の大区画化や自然災害対策として水利施設やため池の強靭化、CSFなどの家畜伝染病対策、スマート農業の開発・実証等も盛り込まれている。
- 同対策の民間支出を含む事業規模は26兆円。うち国と地方の財政措置は財政投融資を含めて13兆2千億円となっている。

2. 「TPP等関連政策大綱」の改定

- 12月5日、政府は日米貿易協定の国内対策の指針となる「TPP等関連政策大綱」を改定した。2019年度補正予算の農林水産対策費として反映される。

【TPP等関連政策大綱】

- ・規模の大小を問わず、意欲的な農林漁業者が創意工夫できるよう配慮
- ・棚田・中山間地域を含め、美しく活力ある地域を将来世代に引き渡す
- ・人口減少の著しい中山間地域などでも人材確保や基盤整備を支援
- ・スマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援
- ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産などによる生産基盤の強化
- ・堆肥の活用による全国的な土づくりなどの展開
- ・「新輸出大国コンソーシアム」とJAなどの連携を強化
- ・農林水産物等の地理的表示(GI)の登録と保護の推進
- ・植物新品種・和牛遺伝資源保護の登録と保護の推進

3. 農業生産基盤強化プログラム

- 12月10日、政府は安倍首相をトップとする農林水産業・地域の活力創造本部の会合を開き、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に新たに盛り込まれる「農業生産基盤強化プログラム」を決定した。
- 策定の趣旨には、「今後、我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図る」と記載されている。
- プログラムは11項目から構成されている。輸出を拡大するため、来年4月に農水省に輸出の司令塔組織を設置し、新戦略を定める。
- 和牛生産は、繁殖雌牛の「増頭奨励金」の交付等により、2035年度までに和牛の生産量を30万トン（2018年14.9万トン）まで拡大させる。
- 令和7年度（2025年）までに、業務用野菜の国産への置き換えや果樹の輸出拡大などを念頭に、水田農業における高収益作物の産地を500産地創設する。
- また、トラックドライバーをはじめとする食品流通に係る人手不足等の問題に対応するため、①ストックポイント（物流拠点）の整備・活用や、集出荷場の集約等により共同輸配送の取組を推進、②コールドチェーンの確立や物流事業者の連携強化を推進する。

- | |
|--------------------------------|
| 1. 輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大 |
| 2. 肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト |
| 3. 新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化 |
| 4. 水田農業における高収益作物等への転換 |
| 5. スマート農業の現場実装とデジタル政策の推進 |
| 6. 農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進 |
| 7. 棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化 |
| 8. 食品産業・ベンチャー企業等との連携強化 |
| 9. 人手不足にも対応した食品流通の合理化 |
| 10. 激甚化する自然災害への対応の強化 |
| 11. C S F ・ A S F など家畜疾病対策の強化 |

4. 2019年度補正予算案

- 12月13日、政府は2019年度補正予算案を閣議決定した。総額は3兆1,946億円となる。農林水産関係の総額は5,849億円となった。このうち「TPP等関連政策大綱」に基づく国内対策は3,250億円が計上された。

【2015年度から2019年度の補正予算額推移】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
補正予算総額 国費支出分	3兆5,030億円	7,780億円 (1次) 4兆5,221億円 (2次) 6,225億円 (3次)	2兆7,073億円	9,356億円 (1次) 3兆351億円 (2次)	3兆1,946億円 (案)
うち 農林水産関係	4,008億円	5,739億円 (2次)	4,680億円	974億円 (1次) 5,027億円 (2次)	5,849億円 (案)
うち TPP等関連	3,122億円	3,453億円	3,170億円	3,188億円	3,250億円 (案)

【2019年度農林水産関係補正予算案のポイント】

主な事業	予算額
和牛・乳用牛の増頭・増産対策 増頭奨励金単価（1頭当たり） ・和牛 50頭未満の繁殖農家=24.6万円 50頭以上の繁殖農家=17.5万円 ・乳用後継牛（都道府県） 27.5万円	243億円
規模要件緩和など畜産クラスター事業の改善	409億円
産地生産基盤パワーアップ事業（旧産地パワーアップ事業） ・流通拠点やコールドチェーンの整備 ・中小・家族経営の継承の円滑化 ・堆肥を使った全国的な土づくり	348億円
40歳前後の就職氷河期世代の就農支援など	64億円
棚田・中山間地域対策	282億円
農地の大区画化・汎用化	270億円
水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化推進	566億円
輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策	108億円
災害復旧事業（公共）	867億円
豚コレラ（CSF）、アフリカ豚コレラ（ASF）関連 ・家畜伝染病予防費 ・家畜衛生の推進 ・家畜伝染病の水際検疫強化対策・早期発見・封じ込め対策 ・鳥獣被害防止総合対策交付金	134億円

スマート農業技術の開発・実証プロジェクト	72億円
重要病害虫の防除対策の推進	24億円
ムーンショット型農林水産研究開発（困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される研究開発）事業	50億円

(詳細は別紙1の通り)

- 今回提示された補正予算案の畜産クラスター事業等では、中小規模農家の規模拡大を後押しするため、規模拡大要件が、現行の農家の規模を「概ね北海道を除く全国平均」等に緩和されている。
- また、豚コレラ（CSF）等についてもワクチン接種に関する費用や消毒ポイントの運営等が補正予算案に盛り込まれている。
- 今後、補正予算案は年明けの通常国会に提出される。2020年度当初予算案（予算概算要求は9月号参照）は現在（12月14日時点）折衝中であり、12月下旬に閣議決定する予定となっている。2020年度当初予算と2019年度補正予算を合わせて「15か月予算」として編成されている。

5. その他

(1) 野菜価格安定制度

- 10月に財務省より収入保険制度と野菜価格安定制度を一本化すべきと提言された。
- 11月26日、JAグループ愛知は、①野菜価格安定制度は消費者への安定供給の役割を担っていること、②収入保険は青色申告農家のみが対象であるが、野菜価格安定制度では産地全体の農家を対象としていることから、野菜価格安定制度の堅持について国会議員へ要請した。
- 28日、自民党野菜果樹畑作委員会では、JAグループや国会議員から制度堅持の要請が行われた結果、同制度は存続されることとなった。
- ただし、2018年4月施行の農業保険法の附則には、施行後4年（2022年）を目途に収入保険事業とその他の農業保険制度の在り方等を検討する旨が記載されている。4年後の農業保険法の見直しの際には議論が再燃する可能性がある。

(2) 非常用電源

- 昨年度の災害発生を受け、JAグループ愛知では、農業用ハウスの非常用電源の導入について要請してきたところであるが、11月29日、農業用ハウス強靭化緊急対策事業実施要領改正で補助対象となることが追加された。
- 当該事業は2018年度補正予算から措置された事業で、3年間の時限措

置とされている。予算は522百万円で、2分の1補助。非常用電源については、複数農業者による共同利用が条件。また市町村の参画が要件である。

令和元年度農林水産関係補正予算の概要

総額 5, 849億円

公 共：2, 991億円

非公共：2, 858億円

※ このほか、財政投融資計画追加額：200億円

1 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施

〔「大綱」関連予算合計
3, 250億円〕

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

① 農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤強化緊急対策 64億円

- ・多様な担い手が新規就農しやすい環境を整備するため、就職氷河期世代の就農希望者への就農準備資金の交付、50歳台の者も対象とする研修や地域における就農者の受入体制の整備を支援するほか、「人・農地プラン」に基づき農地中間管理機構が活用されている地域等の担い手への農業用機械・施設の導入等を支援
- ・農業と同様に、就職氷河期世代やシニア世代の多様な担い手が新規就農しやすい環境を整備するため、林業では就業希望者の林業への適性を見極めるトライアル雇用（短期研修）等を支援するとともに、水産業では通信教育等を通じたリカレント教育の受講等を支援

② 担い手経営発展支援金融対策事業 (追加融資枠)
1, 000億円
(注) 既存基金を活用

- ・攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減

③ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進<公共> 270億円

- ・農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化して米の生産コストの大幅な削減等を図るため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等の整備を実施・支援

④ 棚田・中山間地域対策<一部公共> 282億円
うち棚田地域振興緊急対策 2億円

- ・棚田地域を始めとする中山間地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づく棚田保全・振興に必要な調査の実施や景観修復等の環境整備を支援するとともに、基盤整備と生産・販売施設等の整備を総合的に支援

うち中山間地域所得向上支援対策 242億円
うち農山村地域整備交付金(中山間地域農業枠) 38億円

(2) 國際競争力のある産地イノベーションの促進

① 産地生産基盤パワーアップ事業

348億円

- ・国内外の様々な需要に応じた多様な品質・ロットに対応できる生産・供給体制を構築するため、流通業者等の拠点事業者を中心とした施設整備、コールドチェーン等の整備等とともに、中小・家族経営の経営基盤の継承円滑化、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援

② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共>

566億円

- ・高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、受益面積の規模要件を緩和し、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を実施・支援

③ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

72億円

- ・A I、I o T等の先端技術を活用して生産現場が抱える課題を解決するため、園芸作物・畜産等実証品目の拡大を行うとともに、棚田・中山間地域や台風19号等の被災地にも導入・実証を支援

④ 加工施設再編等緊急対策事業

21億円

- ・農畜産物の加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組やニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

① 和牛・乳用牛の増頭・増産対策

243億円

- ・輸出の拡大に向けた和牛の増産や酪農の生産基盤強化を強力に進めるため、増頭奨励金を交付するほか、優良な和牛を生産するための公共牧場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産、乳用後継牛確保のための性別別精液の活用等を支援
- ・増頭を下支えする環境を整備するため、後継者不在の中小・家族経営からの経営継承、TMR（完全混合飼料）センターの整備、家畜排せつ物処理の円滑化、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を総合的に支援

② 畜産クラスター事業の改善

409億円

- ・畜産クラスター計画を策定した地域において、中小農家の規模拡大を後押しするため、飼養頭数等の規模要件を緩和し、収益性向上等に必要な機械導入・施設整備を支援

このほか
増頭・増産対策分中
138億円
国産チーズ振興枠分
90億円

③ 国産チーズの競争力強化

150億円
うち国産チーズ振興枠
90億円

- ・酪農家による原料乳の高品質化・コスト低減の取組、チーズを製造する者の生産性向上に必要な施設整備等を支援

④ 草地整備の推進<公共>

58億円

- ・畜産クラスター計画を策定した地域での効率的な飼料生産に資する草地整備を推進

⑤ 加工施設再編等緊急対策事業（再掲）

21億円

- ・農畜産物の加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組やニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援

(4) 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

① 司令塔組織の創設による輸出環境の整備 9億円

- ・政府一体となって新市場の開拓を推進するため、輸出に必要な証明書の発給等の手続の迅速化や海外の食品安全等の規制に関する情報収集・分析・相談窓口の一元化、日本発の規格・認証の活用の加速化、知的財産の戦略的活用の推進等の取組を実施・支援

② 輸出に取り組む事業者への支援の強化

ア グローバル産地づくり緊急対策 8億円

- ・G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づくグローバル産地の形成を推進するため、輸出診断、交流会の開催、輸出商社とのマッチングの強化、新技術の導入、国際的な規格認証等の取得等を支援

イ 海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化 33億円

- ・J F O O D O（日本食品海外プロモーションセンター）による重点的・戦略的プロモーションやJ E T R O（日本貿易振興機構）による海外見本市への出展支援等、インバウンド需要を含めた分野・テーマ別の販売促進活動を強化するとともに、コメ・コメ加工品の海外市場の開拓、外食産業等と連携した需要拡大対策等を支援

③ 輸出拠点の整備

ア 輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策 108億円

- ・加工食品等の輸出拡大を図るため、食品製造事業者等によるH A C C P（危害分析重要管理点）等に対応した施設の改修等や機器の整備を支援するとともに、農畜水産物の輸出拡大に必要な食肉処理施設、コールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援

イ 水産物輸出拡大緊急対策事業<一部公共> 140億円

- ・水産物の更なる輸出の拡大を図るため、大規模な水産物流通・生産拠点における共同利用施設・養殖場等の一体的整備、生産から販売までの関係者が連携した国際市場に通用するモデル的な商流の構築等の取組を支援

(5) 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策<一部公共> 360億円

・合板・製材・構造用集成材等の国際競争力を強化するため、路網整備や高性能林業機械の導入、加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換、脱プラスチックにも資する木質新素材（改質リグニン）の実証プラントの整備、木材製品等の消費拡大に向けたJAS構造材等の普及・実証、輸出に向けた付加価値の高い木材の生産施設整備等を支援

(6) 持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- 水産業競争力強化緊急事業 270億円

・収益性の高い操業体制への転換を図るため、「広域浜プラン」に基づき、担い手へのリース方式による漁船の導入、海況情報を迅速に把握するための海上ブロードバンド用機器、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、産地施設の再編整備等を支援

2 災害からの復旧・復興と安全・安心

〔復旧・復興等関連合計
2,144億円〕

(1) 台風19号等の災害からの復旧・復興

① 災害復旧等事業<公共>	867億円
・被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施・支援	
② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）	175億円
・被災した農業者の農業経営の維持を図るため、被災した施設の撤去を含む農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕を支援	
③ 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）	1億円
・被災した産地での営農再開・継続を図るため、農業用ハウス等の導入や追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、茶の改植、飛散したガラスや稻わら等の撤去、稲作農家の営農再開に向けた土づくり、集出荷施設等の簡易な補修等を支援	
④ 被災農家等営農再開緊急対策事業	3億円
・収穫後の米を保管していた倉庫等が浸水したことにより米を出荷できなかった農家等が営農を再開するために行う土づくりや種苗等の資材準備等を支援	
⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業	2億円
・火山の降灰被害対応のための洗浄用機械施設等の整備を支援	
⑥ 被災した独立行政法人施設の復旧	6億円
・被災した独立行政法人（農業・食品産業技術総合研究機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構）の施設の復旧・整備等を実施	
⑦ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（東日本大震災復興特別会計の補正予算）	(復興特会) 4億円
・現在事業が実施されている地域において台風第19号等の被害により追加的に必要となった経費等を支援	

(2) 水害を中心とする防災・減災、国土強靭化の更なる推進

① 農業水利施設等の防災・減災対策<公共>

- 農業水利施設等について、自然災害の際にも機能を確保するため、浸水被害の防止に直結する施設の改修・更新、転落防止のための安全防護柵の設置等を実施・支援

(農業農村整備事業)

572億円の内数

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

② ため池の防災・減災対策<公共>

- 下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池について、機能・安全性の確保のための改修や利用されていないため池の統廃合を支援

(農業農村整備事業)

572億円の内数

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

③ 治山施設等の防災・減災対策<公共>

- 重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の設置等により荒廃山地の復旧・予防対策を実施・支援

(治山事業)

173億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

④ 森林整備による防災・減災対策<公共>

- 重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等での森林整備等の対策を実施・支援

(森林整備事業)

60億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

⑤ 漁業地域の防災・減災対策<公共>

- 漁業地域において、台風・低気圧による高潮・高波・暴風被害を未然に防止するため、防波堤等の耐浪化対策や防風施設の設置等による防風対策を支援

(水産基盤整備事業)

80億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

⑥ 海岸堤防等の防災・減災対策<公共>

- 海拔ゼロメートル地帯等の浸水被害の影響が特に大きい地域において、内水氾濫防止のための排水機場や水門等の補強、高波による倒壊防止のための堤防等の補強等を実施・支援

(海岸事業)

5億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

(3) C S F・A S F等への対策

① 家畜伝染病予防費 57億円

- ・越境性動物疾病の予防・まん延防止と畜産農家の被害拡大防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が実施する検査や消毒ポイントの運営経費等を支援

② 家畜衛生の推進 59億円

- ・家畜伝染病を早期に封じ込め、畜産農家の被害拡大を防止するため、家畜保健衛生所等における高度な検査施設の整備や野生動物の検査、ワクチンを安定供給するための製造施設・設備の増強等を支援するとともに、養豚農家の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、消毒機器の設置等の地域一体となった農場のバイオセキュリティ向上のための取組を支援

③ 鳥獣被害防止総合対策交付金 5億円

- ・C S Fのまん延防止と畜産農家の被害防止を図るため、野生イノシシの捕獲活動を直接支援するとともに、広域的な捕獲活動の実施、I C T（情報通信技術）を活用したわな等の効率的な捕獲等を支援

④ 家畜伝染病の水際検疫強化・早期発見・封じ込め対策 13億円

- ・水際検疫を強化し、畜産農家の被害を防止するため、禁止品所持者等の情報収集体制の強化、早期発見のための動物検疫所の検査機器等の追加配備等を実施するとともに、A S F発生等の不測の事態に備えるため、移動式レンダリング装置等の追加配備を実施

⑤ 重要病害虫の防除対策の推進 24億円

- ・ジャガイモシロシストセンチュウ及びテンサイシストセンチュウの確認された地域においてまん延防止のための防除対策を実施するとともに、ツマジロクサヨトウについて、侵入警戒調査を実施した上で、まん延防止のための防除対策を支援

3 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

〔 プランに基づく施策等合計
460億円 〕

① 畑作構造転換事業

30億円

- ・労働力不足や病害虫リスクへの対応等の畑作産地が抱える課題に対応するため、ばれいしょ、てん菜、豆類等の省力作業体系や生産性向上技術の導入、輪作体系の適正化のために必要となる作物の導入、種ばれいしょの生産性向上等を支援

このほか
産地生産基盤パワーアップ事業・輪作確立枠
6億円

② 甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業

20億円

- ・離島等の地域で地域経済・雇用を支えるさとうきび、かんしょの生産者、製糖工場やでん粉工場の持続的発展を図るため、新品種への転換、病害虫の発生に備えた予防的な取組や省力化に資する機器導入等を支援

③ ムーンショット型農林水産研究開発事業

50億円

- ・農林水産分野にイノベーションを創出するため、農業・食品産業技術総合研究機構に基金を設置し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される研究開発を支援

④ 鳥獣被害防止総合対策交付金

5億円

- ・ジビエの利用拡大を推進するため、捕獲から処理加工までの情報を関係者が共有できるネットワーク構築の実証、処理加工施設等における人材育成、E C（電子商取引）サイトを活用したプロモーションの展開等を支援

⑤ 漁業収入安定対策事業	211億円
・記録的不漁や台風等の災害が多発する中で、計画的に資源管理等に取り組む漁業者の経営を支えるため、漁獲変動等による減収を補填	
⑥ 新たな資源管理の推進	48億円
・資源調査・評価の高度化を図り、海洋の環境変化の解析や不漁原因の解明等を行うため、老朽化した水産庁漁業調査船「開洋丸」について、最新鋭の調査機器等を導入した新鋭の代船を建造するとともに、水産研究・教育機構が行う水産資源や海洋環境の迅速なデータ解析等のシステムの構築を支援	
⑦ 漁業構造改革総合対策事業	21億円
・資源管理に取り組みつつ持続可能な収益性の高い操業・生産体制への転換を図るため、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組等を支援	
⑧ 韓国・中国等外国漁船操業対策事業	50億円
・急増する韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国海域において、漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援	
⑨ 沖縄漁業基金事業	20億円
・日台漁業取決め海域等において、沖縄の漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援	
⑩ 漁業取締活動の強化	4億円
・外国漁船による違法操業に対応するため、水産庁所属の官船・用船による漁業取締活動を強化	

III 与党が2020年度税制改正大綱を決定 — 新規就農者のための固定資産税の特例が措置 —

1. 経過

- 12月12日、与党は2020年度税制改正大綱を決定した。
- 農業関係では、新規就農者に係る課税特例、重油特例の延長などが盛り込まれた。

【2020年度税制改正大綱における農業関係のポイント】

認定新規就農者が利用する機械装置等を農協等が取得した場合の課税標準の特例措置の創設（新規就農者特例：新設） ⇒ 2年間措置（下記2で詳述）
農業経営基盤強化準備金制度 ⇒ 1年延長
・農業者が経営所得安定対策などの交付金を準備金として積み立てる場合、必要経費や損金に算入することを認め所得税や法人税を軽減
農業用A重油・経由の石油石炭税の免税・還付 ⇒ 3年延長
肉用牛の売却による農業所得の課税特例 ⇒ 3年延長

2. 新規就農者特例の内容

【税制改正大綱より該当箇所抜粋】

項目	税制改正大綱より該当箇所抜粋
新規就農者に係る課税特例	二 資産課税 2 租税特別措置等 (地方税)〔新設〕(固定資産税・都市計画税) (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を初の5年間価格の3分の2とする特例措置を令和4年3月31日まで講ずる。

- JAが新規就農者向けにハウス・施設リースが展開している事例があり、この制度が、JAの取組の後押しにつながることが期待される。
- なお、与党税制改正大綱では、「農協等が取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置」について、適用実績が少ないと等の理由から、中小企業高度化資金及び卸売市場近代化資金に係る特例部分は廃止、農業近代化資金等に係る部分は恒久措置から3年間の時限措置へ移行する見直しが行われている。（別紙1）

3. 今後の予定

- 政府は12月中下旬に大綱を閣議決定し、関係する税法などの改正案を来年の通常国会に提出する予定とされる。

＜固定資産税関係＞

農協等が取得した農林漁業者の共同利用に供する 機械及び装置に係る課税標準の特例措置

【現行制度の概要】

農業協同組合等が、政府の補助や貸付を受けて取得した、農林漁業者の共同利用に供する一定の償却資産（機械及び装置）に対する固定資産税の課税標準を最初の3年間、2分の1に軽減する。

【改正案】

適用実績等を踏まえ、以下のとおり改正する。

- 中小企業高度化資金及び卸売市場近代化資金に係る特例部分について、廃止する。
- 農業近代化資金、漁業近代化資金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫資金（農林漁業関係）及び沖縄振興開発金融公庫資金（農林漁業関係）に係る特例部分について、恒久措置を廃止し、3年の時限措置へ移行する。

IV 規制改革推進会議、重点的フォローアップ事項等決定 — 専門委員に本間正義氏らが選任 —

- 12月2日、規制改革推進会議の第2回会合が開催され、各WG（ワーキンググループ）座長より今期の主な審議事項が報告され、「当面の重点事項」の決定及び「重点的フォローアップ事項」の最終決定がされた。（別紙1の通り）
- 農協改革関連では、規制改革推進会議の初会合（10月31日開催）で示された重点的フォローアップ事項から、「農中等の株式会社化」という表現が削除された。このほか、「必要な見直しの実施状況について確認」は「自己改革の実施状況について確認」に変更された。

変更後（12月2日）	初会合時（10月31日）
<p>（2）農協改革</p> <ul style="list-style-type: none">・信用事業の健全な持続性確保J Aグループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の更なる推進等、<u>自己改革</u>の実施状況について確認を行う。	<p>（2）農協改革</p> <ul style="list-style-type: none">・信用事業の健全な持続性確保J Aグループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の更なる推進、<u>農林中金・信連・全共連の農協出資株式会社への転換を可能にする等、必要な見直し</u>の実施状況について確認を行う。

- 5日、内閣府ホームページに各WGの専門委員が公表された。農林水産WGの専門委員には、7月までの同会議で委員を務めていた弁護士の林いづみ氏や、旧農林WGの専門委員だった西南学院大教授（前東大教授）の本間正義氏、農業者の齋藤一志氏、藤田毅氏、三森かおり氏も選ばれた。（詳細は別紙2の通り）
- 今後は、各WGにおいて、来年6月の答申に向けて、「当面の重点事項」の決定及び「重点的フォローアップ事項」に基づいた議論が本格化する見込みである。

農林水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

令和元年12月2日
農林水産ワーキング・グループ
座長 佐久間 総一郎

我が国の農林水産業の成長産業化とこれを通じた地域創生に向けて、イノベーションや多様な人材を取り込み、スマート農林水産業の推進など先端技術の導入、投資、規模拡大、手続の簡素化・デジタル化等を通じて生産性及び付加価値を向上させる必要がある。特に、付加価値の向上のためには、流通、加工などの産業との連携を通じて海外市場も含めた市場ニーズに応じた生産が行われるとともに、適正な取引が推進されるよう環境を整備する必要がある。

また、農林水産業の持続的発展のためには、農林水産業における自らの将来展望が描けるような環境を整備することにより、若者の参入を得ることが必要である。

このような問題意識に基づき、農林水産ワーキング・グループは、以下の事項を中心に、規制改革実施計画の実施状況をきめ細かくフォローアップするとともに、規制・制度の総点検を行う。

<今期の主な審議事項>

(1) 若者の農林水産業への参入の促進

- ・法人経営を始めとする農業者への支援制度の検証と見直し等

新規就農者に対して最長5年間交付される農業次世代投資事業を始めとした資金支援の期間終了後も農業経営を継続することができるよう、経営安定及び拡大に向けた新規就農者に対する支援施策の総点検を行う。

(2) スマート農林水産業

- ・農業機械の自動走行に係る規制の見直し等

自動走行トラクターの市場投入を受け、農業機械の圃場内や圃場間の効率的な自動走行を可能とするために、必要な環境の整備を行う。

- ・農業機械・システムのデータの共有化等

農業者が製造者の異なる複数の農業機械や営農支援システムを使う場合においても、農業者が自身の農業データ（圃場地理・作業履歴等）を効果的に利用することができるよう、必要な環境の整備を行う。

- ・農林水産業における手続簡素化と電子化の推進

スマート農林水産業の推進の大前提として、農林水産業において、行政手続な

どの添付書類の削減を始めとした手続簡素化及び電子化を推進する。

＜重点的フォローアップ事項＞

（1）新規就農支援

- ・農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて確認を行う。

- ・新規就農者向け資金支援に関する官民のイコールフッティング

農業者を目指し、研修を受ける者に対する農業次世代人材投資事業（準備型）については県農業大学校等での研修を受ける者に対し最長2年間の資金支援を行っているが、民間研修機関での研修には交付されない。官民のイコールフッティングを図るための必要な見直しの実施状況について確認を行う。

（2）農協改革

- ・信用事業の健全な持続性確保

J A グループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の更なる推進等、自己改革の実施状況について確認を行う。

（3）漁業改革

- ・漁業法改正関連政省令等の整備

来年中に予定されている改正後の漁業法等の施行に向け、許可漁業にかかる許可基準、漁業権について免許の申請が複数ある場合の免許基準等の整備状況、資源管理に向けたロードマップや漁場マップの策定に向けた取組状況等について確認を行う。

- ・漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

改正水協法により沿岸漁場管理等の公的な役割を担うことが明確化された漁協のコンプライアンス、ガバナンス両面における透明性の向上に向け、漁協の全ての収入内容、全ての支出内容、役職員数等、漁協の経営状況等についての実態調査、漁協の経営に関するK P I の設定、漁協による組合員の資格審査の実態調査等の実施状況について確認を行う。

- ・水産物・漁業生産資材の流通総点検

水産物・漁業生産資材の不適正な取引を防止するため、取引適正化のためのガ

イドラインや自主行動計画を策定するとともに、養殖生産の需要家からの受託等養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進状況について確認を行う。

・漁獲証明制度の創設

資源管理の徹底とＩＵＵ（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅を図るとともに輸出を促進するため、漁獲証明制度の創設状況とともに、トレーサビリティ制度の準備状況について確認を行う。

・海技士の乗組み基準の見直し

近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20t以上長さ24m未満）の漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正の実施状況を始め、必要な措置の実施状況について確認を行う。

・魚病対策の迅速化に向けた取組

養殖業において新たな疾病に迅速に対応できるよう、魚病に詳しい獣医師体制の量的拡充、オンライン診療等によって魚病対策の充実化と迅速化を可能とする体制の構築状況について確認を行う。

（4）スマート農業

・農業用ドローンの携帯電話の電波利用に関する規制の見直し

携帯電話を搭載したドローンの飛行に当たりユーザーが携帯電話事業者を通じて申請する実用化試験局免許に係る手続簡易化、総務省は介入せず携帯電話事業者のみによって運用を行う実用局制度の在り方等に関する定期的な議論の状況について確認を行う。

・高機能農機や除雪機の活用を阻む規制の見直し

農機や除雪機を牽引したトラクターが公道の走行が可能となるよう、必要な基準の明確化及び周知等について、確認を行う。

（5）農地利用

・農地利用の促進に係る規制の見直し

農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして積極的に参加することを確保する等、地域における農業者等による協議の場の実質化の状況について確認を行う。

- ・底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い
過去に農地を転用してコンクリート敷きの農業用ハウス等の施設を設置した際の施設用地に係る税制上の取扱いについて確認する。

(6) その他

- ・肥料取締法に基づく規制の見直し
肥料取締法の抜本改正を踏まえ、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた保証票の見直しの内容、登録・届出等の電子化等の手続合理化の実施状況などについて確認を行う。
- ・畜舎に関する規制の見直し
市街地から離れて建設される畜舎等を建築基準法の適用対象から除外する特別法の検討状況や内容について確認を行う。
- ・農作物栽培施設に係る立地規制の見直し
日本建築行政会議における農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方についての検討状況について確認を行う。

規制改革推進会議の当面の重点事項

令和元年 12月2日
規制改革推進会議決定

経済のグローバル化が急速に進展し、経済・システムのデジタル化は、その流れをさらに加速している。我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがあつてはならない。規制改革では、経済成長を阻害する規制・制度を見直すだけでなく、イノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められる。他方で、少子高齢化や人手不足への対応、地方創生という日本社会の構造的な課題を踏まえた規制改革についても、迅速な対応が求められている。これまでの規制の在り方についても大きく変革が求められている。

このため、当会議においては、①成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し、②未来を支える人材の育成、③人口減少社会の進展による人手不足経済への対応という3つの柱の下で、以下の事項を当面の重点事項として、規制改革に取組む。また、これまで取り組んでいた行政コストの削減について、④デジタルガバメントの推進と行政サービスの効率化という観点から、さらなる取組みを進める。

1. 成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し

デジタル化の進展等により経済社会が大きく転換していることを踏まえ、Society5.0実現に向けた成長戦略を進め、イノベーションを加速させるよう、データの一層の活用を推進するほか、デジタル化に対応した規制・制度の改革に取り組む。当面は以下の事項に取り組むが、経済社会の変化等に対応して、これまでの規制全般についてもその在り方の検討を行う。

(1) デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検

- ・インフラの安全性確保に向けたイノベーションとして、たとえば各種点検検査について、目視検査、打音検査などの人の感覚に頼った従来の方法を新技術で代替すること等により、デジタル社会に即応した新たな安全確保を図るべく、制度の在り方について横断的な見直しを行う。

(2) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化

- ・データ連携・開放の取組を交通分野などに横展開することにより、活用されていないデータを活用するビジネスを創出し、社会の利便性の向上を図るべく、制度の在り方について横断的な見直しを行う。

(3) フィンテックによる顧客利便性向上

- ・キャッシュレスの進展の中で、決済法制の見直し等により、顧客に利便性の高い決済手段を提供する。

(4) 経済社会の環境の変化や技術革新に対応した新たなサービスの活用のための規制改革

- ・多様な移動ニーズにしなやかに対応するため、ICT等を活用し、タクシーの利便性を高めるサービス等を実現する。

(5) 電波・通信制度改革

- ・Society 5.0 時代の基盤となる5Gや通信・放送の融合等新たな技術の進展に対応した規制・制度の改革を行う。

(6) スタートアップを促す環境整備

- ・新規事業者の資金調達の円滑化のため、取引所の内外を問わず柔軟な取引環境の整備をする。

2. 未来を支える人材の育成

IT分野等のイノベーションを支える人材をはじめとした未来を支える人材を育成するため、教育の分野でのITの一層の活用、専門性を高めるための教育方法の多様化等の環境整備に資するよう規制・制度を見直すとともに、柔軟で多様な働き方に対応するための働き方改革を推進する。

(1) イノベーション人材育成の環境整備

- ・個別最適化された学びの環境整備、民間企業等を経験した人材を含む外部人材を含めた多様な人材の登用・活用を通して、教育の質を高め、イノベーションを支える人材を育成するための環境整備に取り組む。

(2) ライフステージに応じた多様な働き方や様々な働き手の就業支援

- ・柔軟で多様な働き方に対応する就業環境の整備（フリーランスの健全な発展に向けた環境整備等）、男性の育児休業取得促進や待機児童解消に向けた取り組み支援の他、新しい時代の変化に対応する教育訓練の充実化等に人口減少や人手不足への対応も意識して取り組む。
- ・その他、外国人雇用（特定技能）に関する手続上の事業者の利便性向上等により、外国人材の受け入れを推進する。

3. 人口減少社会の進展による人手不足経済への対応

人口減少・少子高齢化が一層進展する人手不足経済への対応の中で、医療や介護サービスの効率化や、農林水産業の成長産業化及びこれを通じた地方活性化が不可欠である。農林水産業の成長産業化に向けた規制・制度の見直しは、漁業改革等に関するフォローアップ事項とあわせて「成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し」の観点からも取り組む必要がある。

(1) 医療・介護関係職のタスクシフト

- ・医師に対する労働時間上限規制の適用（2024年度～）を見据え、医師が不足・不在となる状況下でも必要な医療が提供できるよう、業務負担の軽減、テクノロジーの活用などを通じて、医師が本来の役割に専念できる環境を整備するとともに、介護施設に従事する看護師・介護職員の業務を含め、関係職種が行うことのできる業務を提供体制の持続性を向上する観点に立ち、制度上・実務慣行上の両面から見直す。

(2) 介護サービスの生産性向上

- ・サービスの質を確保しながら増大する介護需要に対応するため、自治体ごとに異なるローカルルールへの対応や文書作成などに要する介護事業者

の事務負担を軽減し、各種手続の標準化・デジタル化を徹底する。

さらに、提供されたサービスと利用者の自立度の維持、向上にかかるデータの蓄積を加速し、大規模化・協働化やA I、I C T、ロボットの活用等を通じた効率的な事業経営・運営を促進する仕組みについて科学的観点から検討する。

(3) 保険外医薬品（スイッチOTC等）選択肢の拡大

- ・医療サービスへの多様なアクセスを可能とすべく医療用医薬品から一般用医薬品への転用（スイッチOTC化）を促進するとともに、OTC類似の医療用医薬品の取扱いも含めた医薬品にかかる保険適用のあり方を総合的に検討する。

(4) 若者の農林水産業への参入の促進に向けた農業者への支援制度の検証と見直し等

- ・新規就農者に対して最長5年間交付される農業次世代投資事業を始めとした資金支援の期間終了後も農業経営を継続することができるよう、経営安定及び拡大に向けた新規就農者に対する支援施策の総点検を行う。

(5) スマート農林水産業

- ・自動走行トラクターの市場投入を受け、農業機械の圃場内や圃場間の効率的な自動走行を可能とする環境の整備等を行う。
- ・農業者が製造者の異なる複数の農業機械や営農支援システムを使う場合においても、農業者が自身の農業データ（圃場地理・作業履歴等）を効果的に利用できるための環境の整備等を行う。
- ・スマート農林水産業の推進の大前提として、農林水産業において、行政手続きなどの添付書類の削減を始めとした手続簡素化及び電子化等を推進する。

4. デジタルガバメントと行政サービスの効率化

デジタルガバメントの取り組みを一層推進し、利用者目線で、政府の提供する行政サービスの効率化を図る。国だけでなく地方自治体の行政サービスをも含め、様式の標準化や手続きの電子化を進める。

(1) 国・地方自治体を通じたデジタルガバメントの推進等による事業者の行政手続きコストの削減

- ・2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するとの目標が確実に達成されるよう各府省の取組を点検する。
- ・2020年4月以降も、引き続き、デジタルガバメントの推進等を通じて事業者の行政手続コスト削減を推進するため、電子手続利用率の向上も考慮した新しい目標設定の在り方を検討する。
- ・事業者の行政手続に関する負担軽減を図る観点から、地方自治体及び関連団体・会議と連携・協力して、地方自治体における電子申請システムの導入に際し桎梏となる規制・制度の見直しやシステム基盤や様式の標準化・共通化などを推進する。

重点的フォローアップ事項

令和元年12月2日
規制改革推進会議決定

1 雇用・人づくり

(1) 雇用

- ・年休の取得しやすさ向上に向けた取組み
年休の時間単位取得の制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じた制度普及の取組等の検討状況について確認を行う。
- ・福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表
看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対する、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ等の実態調査の実施状況について確認を行う。
- ・高校生の就職の在り方の検討と支援の強化
高卒で就職した者における現在の採用選考の仕組みの評価、早期離職の背景にある要因に関する実態の分析の実施や、高卒就職者の定着支援を行う仕組みの整備状況について確認を行う。
- ・兼業・副業の促進
労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」の結論を得た上で労働政策審議会における議論の実施状況の確認を行う。
- ・テレワークの促進
時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者に対するニーズ調査の実施状況の確認を行う。
- ・各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大
保育士、介護福祉士の登録証について、旧姓併記を可能とする省令改正、看護師免許証等への旧姓併記に関する措置状況等の確認を行う。

(2) 教育

- ・最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育の実現に向けた工程表の取りまとめ
全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、文部科学省を中心とした関係省における工程表を含む取りまとめ状況について確認を行う。

- ・学校のICT環境整備に向けた取り組み状況

あるべき教育基盤をできる限り早期に実現するため、市町村ごとの整備状況や活用状況の調査・公表、教育現場におけるICTの活用推進、安価な環境整備に向けた具体策の検討など、学校のICT環境整備に必要な措置について確認を行う。

- ・教育における情報の利活用の促進に向けた取り組み状況

教育における情報の利活用を促進するため、「教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン」の見直しと必要な措置の対応状況について確認を行う。

2 投資等

- (1) フィンテック

資金移動業者の口座への賃金支払い、資金移動業の送金上限、前払式支払手段の払戻し、中小零細企業の資金調達の多様化、本人確認手続きの効率化にかかる対応状況について確認を行う。

- (2) 電力小売

大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給の実現、卸電力市場の透明性の確保、ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設、新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築など、電力小売市場の活性化に向けた対応状況について確認を行う。

- (3) ガス事業制度

ガス小売市場の競争促進のため、現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行、一括受ガスによる小売間競争等、競争促進に向けた対応状況について確認を行う。

- (4) 電波制度

本年成立した改正電波法の施行の状況や放送用周波数の割当における対応状況について確認を行う。

ローカル局の経営基盤の在り方、放送に関わる著作権制度の見直し等について確認を行う。

- (5) 総合取引所の実現

商品所管大臣による同意の運用の明確化にかかる対応状況について確認を行う。

3 医療・介護

(1) 医療等分野におけるデータ利活用の促進

国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討状況について確認を行う。

(2) オンライン医療の普及促進

オンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充及びオンライン服薬指導の一定条件下での実現に向けた取組状況について確認を行う。

(3) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

新コンピュータシステム開発の進捗状況、レセプト事務点検業務の実施場所を集約する計画についての具体的工程等について確認を行う。

(4) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化

研究事業に係る手続について統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、各種手続の簡素化に係る取組状況について確認を行う。

4 農林水産

(1) 新規就農支援

・農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズの検討状況について確認を行う。

・新規就農者向け資金支援に関する官民のイコールフッティング

農業者を目指し、研修を受ける者に対する農業次世代人材投資事業（準備型）については県農業大学校等での研修を受ける者に対し最長2年間の資金支援を行っているが、民間研修機関での研修には交付されない。官民のイコールフッティングを図るために必要な見直しの実施状況について確認を行う。

(2) 農協改革

・信用事業の健全な持続性確保

J A グループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の更なる推進等、自己改革の実施状況について確認を行う。

(3) 漁業改革

・漁業法改正関連政省令等の整備

来年中に予定されている改正後の漁業法等の施行に向け、許可漁業にかかる許可基準、漁業権について免許の申請が複数ある場合の免許基準等の整備状況、資源管理に向けたロードマップや漁場マップの策定に向けた取組状

況等について確認を行う。

・漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

改正水協法により沿岸漁場管理等の公的な役割を担うことが明確化された漁協のコンプライアンス、ガバナンス両面における透明性の向上に向け、漁協の全ての収入内容、全ての支出内容、役職員数等、漁協の経営状況等についての実態調査、漁協の経営に関するKPIの設定、漁協による組合員の資格審査の実態調査等の実施状況について確認を行う。

・水産物・漁業生産資材の流通総点検

水産物・漁業生産資材の不適正な取引を防止するため、取引適正化のためのガイドラインや自主行動計画を策定するとともに、養殖生産の需要家からの受託等養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進状況について確認を行う。

・漁獲証明制度の創設

資源管理の徹底とIUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅を図るとともに輸出を促進するため、漁獲証明制度の創設状況とともに、トレーサビリティ制度の準備状況について確認を行う。

・海技士の乗組み基準の見直し

近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20t以上長さ24m未満）の漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正の実施状況を始め、必要な措置の実施状況について確認を行う。

・魚病対策の迅速化に向けた取組

養殖業において新たな疾病に迅速に対応できるよう、魚病に詳しい獣医師体制の量的拡充、オンライン診療等によって魚病対策の充実化と迅速化を可能とする体制の構築状況について確認を行う。

（4）スマート農業

・農業用ドローンの携帯電話の電波利用に関する規制の見直し

携帯電話を搭載したドローンの飛行にあたりユーザーが携帯電話事業者を通じて申請する実用化試験局免許に係る手続簡易化、総務省は介入せず携帯電話事業者のみによって運用を行う実用局制度の在り方等に関する定期的な議論の状況について確認を行う。

・高機能農機や除雪機の活用を阻む規制の見直し

農機や除雪機を牽引したトラクターが公道の走行が可能となるよう、必要な基準の明確化及び周知等について、確認を行う。

(5) 農地利用

- ・農地利用の促進に係る規制の見直し

農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして積極的に参加することを確保する等、地域における農業者等による協議の場の実質化の状況について確認を行う。

- ・底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い
過去に農地を転用してコンクリート敷きの農業用ハウス等の施設を設置した際の施設用地に係る税制上の取扱いについて確認する。

(6) その他

- ・肥料取締法に基づく規制の見直し

肥料取締法の抜本改正を踏まえ、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた保証票の見直しの内容、登録・届出等の電子化等の手続合理化の実施状況などについて確認を行う。

- ・畜舎に関する規制の見直し

市街地から離れて建設される畜舎等を建築基準法の適用対象から除外する特別法の検討状況や内容について確認を行う。

- ・農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

日本建築行政会議における農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方についての検討状況について確認を行う。

規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ
委員・専門委員名簿

(委員)

座長 佐久間 総一郎 日本製鉄株式会社常任顧問

座長代理 南 雲 岳 彦 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社常務執行役員

竹 内 純 子 NPO法人国際環境経済研究所理事・主席研究員

新 山 陽 子 立命館大学食マネジメント学部教授

(専門委員)

有 路 昌 彦 近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授

泉 澤 宏 有限会社泉澤水産代表取締役

齋 藤 一 志 株式会社庄内こめ工房代表取締役

花 岡 和佳男 株式会社シーフードレガシー代表取締役社長

林 いづみ 桜坂法律事務所弁護士（創立パートナー）

藤 田 肇 有限会社フジタファーム代表取締役

本 間 正 義 西南学院大学経済学部教授

三 森 かおり 有限会社ぶどうばたけ取締役

ワーキング・グループ (WG) の構成員（令和元年 12 月 5 日時点）

WG名	構成員			
■成長戦略WG	大橋 弘 菅原 晶子 高橋 滋 武井 一浩 谷口 綾子	座長 座長代理 委員 委員 委員	落合 孝文 玉城 絵美 村上 文洋	専門委員 専門委員 専門委員
■雇用・人づくりWG	大槻 奈那 水町 勇一郎 中室 牧子 夏野 剛 御手洗 瑞子	座長 座長代理 委員 委員 委員	石戸 奈々子 宇佐川 邦子 島田 陽一	専門委員 専門委員 専門委員
■投資等WG	高橋 進 武井 一浩 岩下 直行 大槻 奈那 佐久間 総一郎 竹内 純子 夏野 剛	座長 座長代理 委員 委員 委員 委員 委員	石岡 克俊 井上 岳一 鵜瀬 恵子 落合 孝文 増島 雅和 村上 文洋	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員
■医療・介護WG	大石 佳能子 佐藤 主光 大橋 弘 菅原 晶子	座長 座長代理 委員 委員	印南 一路 高橋 政代 藤正樹 安田 純子	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員
■農林水産WG	佐久間 総一郎 南雲 岳彦 竹内 純子 新山 陽子	座長 座長代理 委員 委員	有路 昌彦 澤藤 宏 齋花 一志 花岡 和佳男 林藤 いづみ 田間 肅 森 正義 三森 かおり	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員
■デジタルガバメントWG	高橋 滋 岩下 直行 佐藤 主光 南雲 岳彦	座長 座長代理 委員 委員	川田 順一 田中 良弘 堤香苗 濱西 隆男 八剣洋一郎	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員

V 種子条例をめぐる情勢

— 愛知県議会で政策条例策定検討会を設置 —

- JAグループ愛知では、平成30年4月1日の種子法廃止を受け、平成31年度（令和元年度）の国・県への政策提案・要請において、「（稲・麦・大豆対策について）都道府県の関与が後退する事がないよう、地方交付税などの財源を措置する」よう求めてきた。
- 令和元年6月、自民党愛知県支部連合会及び自民党愛知県議団の若手議員を中心に、議員提案による種子条例策定に向け、「主要農作物の種子の生産に関する政策条例策定検討会議（座長 石塚議員）」が設置された。
- 同検討会議第2回会合（令和元年7月3日）において関係団体からのヒアリングが実施され、種場代表2農協、米麦振興協会、JAあいち経済連、及びJA愛知中央会の各団体から、現状、課題、要望を説明した。
- 10月15日、条例骨子案が自民党愛知県議団議員総会で承認され、議員提案の手続きのために、議長へ提出された。
- 12月13日、愛知県議会において、「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例案」に関する政策条例策定検討会が設置された。

農政をめぐる情勢

令和元年12月24日 280部

編集・発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印 刷 大栄印刷工業株式会社

電話 052 (937) 0180

〈ファクシミリ 052 (937) 0210〉